| | |
|---|---|
| ム製剤、プロトンポンプ阻害剤、$H_2$遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤及びベリムマブ製剤 | （特掲診療料の施設基準等の一部改正）<br>**第二条**　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。<br>次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。 |
| 改正後 | |
| **別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬<br>（略）<br>ベリムマブ製剤<br>イキセキズマブ製剤 | |
| 改正前 | |
| **別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬<br>（略）<br>ベリムマブ製剤 | |

**○農林水産省告示第千九百十一号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

| 総トン数 | | 操業区域 | 操業期間 | 隻数 |
|---|---|---|---|---|
| 旧トン数 | 新トン数 | | | |
| 三〇トン以上一五三トン未満 | 三〇トン以上一八五トン未満 | 北緯四十六度七秒の線以南、北緯三十七度十一秒の線以北の日本海の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。<br>一　北緯四十五度八秒の線以北、東経百四十度三十九分四十六秒の線以東の海域<br>二　北海道礼文郡礼文町カラントナイ岬突端、北緯四十三度四十三分三十秒の線と同北緯四十三度二秒の線との交点、同道礼文郡礼文町樽法高島岬突端正北の線と同北緯四十三度二秒の線との交点、同道礼文郡礼文町香深井丹積岬突端正北の線と同道礼文郡礼文町船泊神威岬突端正北の線と同道礼文郡礼文町船泊寿都町弁慶岬突端正北の線と北緯四十三度九秒の線との交点、同緯四十二度九秒の線と同道礼文郡礼文町船泊久遠郡せたな町茂津多岬突端正西の線と同道礼文郡礼文町船泊稲穂岬突端正北の線と同道礼文郡礼文町船泊奥尻郡奥尻町青苗岬突端正北の線と北海道礼文郡礼文町船泊奥尻郡奥尻町青苗岬突端正北の線と同北緯四十二度二十分七秒の線との交点、同